

No.	④-9		R 7 予算額	409 百万円
事業名	看護師の特定行為に係る指定研修機関運営事業		府省庁名	厚生労働省
概 要	「特定行為に係る看護師の研修制度」の円滑な実施及び研修修了者の養成を促進するため、研修を実施する指定研修機関の運営に必要な経費を支援する。			
支援対象	指定研修機関	補助率	10/10	
対象事業	概要：特定行為研修の指定研修機関及び協力施設が質の高い研修を行うため、指導者に係る経費や実習に係る消耗品費や委託費等に対する支援を行う。 対象：保健師助産師看護師法に基づき指定を受けた学校、病院その他の者。ただし、大学院の教育課程として特定行為研修を行う者は除く。 事業内容：1又は2以上の特定行為区分に係る特定行為研修を行う指定研修機関に対し、特定行為研修開始後4年目まで指導者に係る経費や実習に係る経費、委託費、協力施設との連携に必要な会議費等に対する支援を行う。			
支援内容	指定研修機関の運営に係る指導者経費、実習経費、委託費、協力施設との連携に必要な会議等に係る費用を補助する。 補助率：特定行為研修開始3年目まで 10/10 特定行為研修開始4年目 1/2			
離島での実績	—			
備 考				
担当部署	厚生労働省医政局看護課			
連絡先	TEL 03-3595-1111(4176)			
参照 HP				